

警察署等再編整備構想

～県民が安全で安心して暮らせる地域社会を確立するために～

茨城県警察本部

目 次

はじめに	1
第1 再編整備の背景	2
1 事件・事故の急増	2
2 犯罪の質的变化	2
3 警察に対する要望の増大	2
第2 茨城県警察の対応	2
1 警察官の増員等人的基盤の強化	2
2 警察署等警察活動拠点の整備	3
3 業務の見直し、合理化	3
第3 警察署及び交番・駐在所再編整備の必要性	3
1 警察署再編整備の必要性	3
(1) 犯罪多発地域における治安対策	3
(2) 小規模警察署の組織運営の非効率性、脆弱性	3
(3) 行政区域と警察署の管轄区域の整合	4
(4) 治安実態等に応じた所在地の適正化	4
2 交番・駐在所再編整備の必要性	4
(1) 不在交番の改善とパトロールの強化	4
(2) 夜間体制の強化	4
(3) 不在駐在所の改善	4
(4) 交番・駐在所勤務員負担の格差是正	5
(5) 老朽化した交番・駐在所の整備	5
第4 警察署及び交番・駐在所再編整備の基本的考え方	5
1 基本方針	5
(1) 警察力の適正配分と夜間体制の確立	5
(2) 総合的検討の実施	5
(3) 県民の安心感と納得性の確保	6
2 再編整備の考え方	6
(1) 警察力を強化するための警察署の再編整備	6
(2) 地域住民の安全・安心の確保に向けた交番・駐在所の再編整備	7
第5 警察署及び交番・駐在所の再編整備(案)	8
1 警察署の再編整備	8
(1) 犯罪多発地域における再編整備	8
(2) 小規模警察署の統合及び行政区域と警察署管轄区域の一体化	8
(3) 治安実態等に応じた所在地の適正化	10
2 交番・駐在所の再編整備	10
(1) 治安実態等に応じた交番・駐在所の管轄区域の移管及び設定	10
(2) 地域に密着した活動を推進するための適正配置	11
第6 警察署及び交番・駐在所再編整備の効果	11
1 治安基盤の強化	11
2 小規模警察署の統合による体制強化	11
3 パトロールの強化及び不在交番・駐在所の改善	12
4 地域住民や市町村との連携の強化と協働の充実	12
5 財政面での効果	12
おわりに	12
参考資料	13

はじめに

現行の警察法が昭和29年に施行されてから半世紀が経ちますが、その間、茨城県は都市化、国際化の進展、数々の大規模プロジェクトの展開等により飛躍的に発展し、関東の雄県として重要な地歩を占めるに至っております。

一方、県下の治安情勢は、犯罪の増加、悪質・巧妙化、広域化、スピード化、国際化が著しく、不法滞在外国人等による組織的犯罪も増加しているほか、街頭での強盗やひったくり、住宅等に侵入して行われる強盗や窃盗等が増加するなど質的变化も顕著であり、県民に大きな不安を与えております。

これに対し、茨城県警察では、治安回復のため治安情勢に応じた警察活動や県民との協働による各種活動を推進したほか、警察官の増員等の人的基盤の強化、牛久警察署及び交番等の警察活動拠点の整備、業務の見直し、合理化等を行った結果、平成15年以降4年連続で犯罪の増加傾向に一定の歯止めをかけることができました。

しかしながら、犯罪の発生件数は依然として高水準であり、平成18年の本県の刑法犯の認知件数は、昭和40年当時の約3倍の4万7千件台、110番の受理件数は統計を取り始めた昭和57年当時の約4倍の18万件台を推移しているほか、県民の体感治安の悪化を招く殺人事件等の凶悪犯罪が多発するなど、正に深刻な局面にあり、これまで執ってきた施策では限界に達していると言わざるを得ない状況にあります。

また、県内の事件・事故の発生状況を見ると、人口が増加傾向にある県南、鹿行地域での増加が目立つ反面、県北地域では減少傾向にあるなど、県内における発生状況の二極化が進んでいる現状も認められます。

他方、県内の多くの市町村において進められた合併により、地域に密着した警察活動を行うための基盤となるその行政区域も大きく変化してきており、これらの状況に対する対応も早急に迫られているところです。

更に、交番・駐在所についても、「パトロール活動の強化」、「不在交番等の解消」等の県民の要望にこたえるため、その配置について地域の警察事象に応じて見直す必要があります。

これらの状況にかんがみ、茨城県警察では、限られた人員体制を最大限効果的に活用し、警察力の一層の強化を図るため、治安の拠点である警察署及び交番・駐在所（以下「警察署等」という。）について、現在の社会・経済情勢や治安情勢に適合した配置や管轄区域にするための再編整備を行う必要があると考えております。

そして、その計画を独り警察のみの判断で行うことなく、県民から広く意見を聞きながら計画的に進めていくこととし、平成19年1月12日には、警察本部長の諮問機関である、県内の有識者7名の委員からなる「茨城県警察における警察署等再編整備を考える懇話会」を設置し、警察署等の在り方について、7回にわたる会議と2回の県内警察署等の視察を行い、県民の目線に立った審議を重ねていただきました。

その結果として、平成19年6月6日には、同懇話会から
治安回復のための警察署等の適正配置と体制強化
県民の安心感と納得性に配慮した警察署等の再編整備
を検討のポイントとした、「茨城県警察における警察署等再編整備について

の提言書」の提出がなされました。

茨城県警察では、この提言内容を指針として、「警察署等再編整備構想」を策定したところです。

第1 再編整備の背景

1 事件・事故の急増

平成18年の本県における警察事象は、昭和40年当時と比較（交通事故は、昭和40年の統計方法が異なるため昭和41年と比較）して、

刑法犯認知件数 約 2.7倍

交通人身事故発生件数 約 3.0倍

と増加し、特に刑法犯認知件数については、平成14年まで8年連続で過去最高を更新し、3万件前後で推移していた昭和期の2倍以上の6万7千件を突破しましたが、街頭犯罪対策の強化や警察官の増員等の効果により平成15年から4年連続で減少し、犯罪の増加傾向に歯止めをかけることができませんでした。

しかし、犯罪の発生件数は依然として高水準であり、また、殺人・強盗等の凶悪事件も年間300件前後で推移するなど、県内の治安情勢は依然として厳しい状況となっています。

2 犯罪の質的变化

刑法犯認知件数の中でも、街頭での強盗やひったくり、住宅等に侵入して行われる強盗や窃盗等の街頭犯罪・侵入犯罪、少年による凶悪犯罪等が増加しているほか、子どもが被害者となる凶悪事件が発生するなど、県民に大きな不安を与えています。

3 警察に対する要望の増大

地域や家庭における問題解決能力の低下に伴い、24時間体制で業務に当たっている警察に対する期待は増大し、多くの要望や相談等が寄せられていますが、これに十分に対応できる体制が整備されていない状況にあります。

第2 茨城県警察の対応

茨城県警察では、治安の回復に向け、治安情勢に対応した警察活動の展開、地域住民やボランティア団体との協働活動に積極的に取り組んだほか、警察力を強化するため、以下の対策に取り組んできましたが、これらの対策で治安を維持していくことは既に限界に達している状況にあります。

1 警察官の増員等人的基盤の強化

本県では、治安情勢の悪化に伴い増加する警察業務に対応するため、平成13年度以降 747人の警察官が増員されています。しかし、警察官一人当たりの負担人口は645人（全国第6位）と全国平均の511人を大きく上回っており、依然として高負担となっています。

2 警察署等警察活動拠点の整備

平成17年には、県南地域の治安対策のため、県下28番目の「牛久警察署」を新設し、同地域の警察力の強化を図ったほか、県内各署において必要箇所に交番を設置するなどの体制強化を図ってきました。

3 業務の見直し、合理化

限られた人員体制の効果的な運用を図るため、現場執行力の強化を主眼に、

警察本部の管理・デスク部門等を削減して警察署等の実働部門等に再配置

代替可能な警察官のポストをその他の職員へ振替え

非常勤嘱託職員の交番相談員、警察安全相談員の増強配置、スクールサポーターの新規配置

など徹底した業務の見直し、合理化を推進してきました。

第3 警察署及び交番・駐在所再編整備の必要性

茨城県警察では、治安情勢の悪化に対処すべく種々の対策を講じていますが、今後も、警察官の増員を含む治安基盤の強化が必要です。しかしながら、増員が容易ではない客観情勢にかんがみ、限られた人員を有効に活用して警察力の一層の強化を図るためには、早急に警察署及び交番・駐在所の再編整備を行う必要があります。

1 警察署再編整備の必要性

(1) 犯罪多発地域における治安対策

社会・経済情勢の変化や人口増等の要因により、事件・事故が多発している地域については、パトロールの強化、夜間体制強化、住民対応の充実等により早急に当該地域の総合的な治安対策を講ずる必要があります。

(2) 小規模警察署の組織運営の非効率性、脆弱性

警察官の配置が少ない小規模警察署では、事件・事故の捜査体制や夜間・休日における警察体制も脆弱となり、十分な初動体制の確立が困難となっています。

また、警察署としての機能を維持するためには、小規模警察署にも必要最小限の範囲で警務・会計係等の内部管理部門に人員を配置しなければならないことや、留置施設について人員体制の面から運用できないことなど組織運営上効率的ではない問題点があります。

そのため、これらの警察署については、管轄区域の移管・編入、配置の在り方等を見直し、効果的に機能する体制を確立する必要があります。

(3) 行政区域と警察署の管轄区域の整合

警察署の管轄区域について、住民との協働による地域安全運動、少年非行防止活動、交通安全活動等をより効果的・効率的に推進するためには、同一の行政区域(市町村の区域をいう。以下同じ。)を一警察署で管轄することが望まれます。

しかし県内では、市町村合併により、同一行政区域内に複数の警察署が配置され、市が複数の警察署との連携を余儀なくされるなど、両者の円滑な連携に齟齬を来している地域があることから、関係警察署の管轄区域の移管・編入、配置の在り方等を検討する必要があります。

(4) 治安実態等に応じた所在地の適正化

管轄区域の変更や特定地域の急激な発展等の理由により、警察署の所在地が管轄区域内の治安実態に即したものとなっていない警察署については、治安実態等に応じた適正な立地となるよう見直す必要があります。

2 交番・駐在所再編整備の必要性

(1) 不在交番の改善とパトロールの強化

地域住民の要望としては、「交番にいつでも警察官がいてほしい」と「安全を守るためのパトロールを強化してほしい」という強い要望があります。

この要望に応えていくためには、交番・駐在所の再編整備を行って交番勤務員の増強配置を図り、その不在状態を改善するとともに、各地域におけるパトロールを強化する必要があります。

(2) 夜間体制の強化

県内の交番・駐在所の配置を見直し、人口、事件・事故が増加している地域については、交番の新設及び体制強化を図るほか、警察署全域のパトロールに当たる自動車警ら班を増強して、夜間体制の強化を図る必要があります。

(3) 不在駐在所の改善

駐在所勤務員は、警察署での事件・事故の捜査等のため、駐在所管内を離れて勤務する機会が多く、地域における活動に影響を及ぼしている状況があります。

そのため、それぞれの駐在所の負担状況を考慮しながら1か所に統合し、複数の勤務員が共同して地域の責任を果たすことにより、不在がちな駐在所の改善を図るとともに、地域に密着した活動を促進する必要があります。

(4) 交番・駐在所勤務員負担の格差是正

県内の交番・駐在所の警察官一人当たりの負担している人口や事件・事故の取扱件数は大きく偏っており、その負担状況に応じた交番・駐在所の配置見直しを行うことにより地域警察官の負担の格差を是正し、効率的な配置運用を図る必要があります。

(5) 老朽化した交番・駐在所の整備

耐用年数が経過し老朽化した交番・駐在所については、計画的にその整備を図り、地域住民が訪問しやすく、利用しやすいところとなるように努める必要があります。

第4 警察署及び交番・駐在所再編整備の基本的考え方

1 基本方針

再編整備に当たっては、「安全で安心して暮らせる地域社会の確立」に向け、警察署及び交番・駐在所の適正配置と限られた人員の最大限効果的な活用により、警察の最も重要な責務である治安維持のための警察力の一層の強化を図ることを基本方針とします。

(1) 警察力の適正配分と夜間体制の確立

300万県民が等しく安全と安心を享受できるよう、警察の機能をバランス良く配置するなど、警察力の適正配分を図り、24時間県民の安全を守るための体制を確立します。

(2) 総合的検討の実施

警察署及び交番・駐在所が地域における治安維持活動の拠点であることを念頭に、

当該地域の人口、犯罪や交通事故の発生状況

隣接する警察署や交番・駐在所との距離などの地理的条件

地域住民の利便性

県下の市町村合併の状況

等の条件を勘案し、その配置を総合的に検討します。

(3) 県民の安心感と納得性の確保

再編整備の検討に当たっては、更なる合理化・効率化を追求するとともに、併せて、県民の体感治安の悪化や不安感の増大を招かないように、安心感と納得性の確保に最大限留意しつつ、茨城県の治安回復を図り、県民が安全で安心して暮らせる地域社会を確立することを第一とします。

2 再編整備の考え方

(1) 警察力を強化するための警察署の再編整備

ア 犯罪多発地域における再編整備

社会・経済情勢の変化や人口増等の要因により、県内において犯罪が多発している市の上位5位は、「水戸市」、「つくば市」、「土浦市」、「日立市」、「古河市」であり、犯罪が多発している警察署の上位5位は、「水戸警察署」、「土浦警察署」、「つくば中央警察署」、「取手警察署」、「鹿嶋警察署」となっています。

これらの警察署については、
警察署の人員体制の見直し
交番の新設
既存交番等の体制の強化

等の措置を図る必要があります。

特に、犯罪が多発しており、早急に治安対策を講ずる必要があるにもかかわらず、当該行政区域内に警察署が設置されていない地域については、

警察署の新設
について検討します。

イ 小規模警察署の統合及び行政区域と警察署管轄区域の一体化

警察官の配置が少ない小規模警察署における現状の問題は前述したとおりですが、本署警察官定員が50人未満の小規模警察署については、次のとおり検討します。

警察官の配置が少なく、事件・事故の捜査体制や夜間・休日における警察体制も脆弱であり、十分な初動捜査体制の確立が困難となっている上に、なおかつ、管内人口や事件・事故の取扱い数が交番等よりも少ない小規模警察署は、隣接警察署への管轄区域の移管・統合により、総合的な体制の強化を図ります。

小規模警察署であっても、事件・事故の発生状況と管内面積や隣接警察署との距離、周辺の地形等の地理的条件を考慮し、存続する必要性が認められる警察署は現状を維持します。

また、同一行政区域内に複数の警察署が配置されている市について

は、行政区域を分断しない体制を確立する必要があります。

なお、これらの統合に当たっては、その対象となる地域住民に安心感を与えるためにも、警察体制の強化（特に夜間体制）を最重点とするとともに、行政事務等における利便性に配慮した対策を講じます。

ウ 治安実態等に応じた所在地の適正化

警察署の設置場所が、その管轄区域内の治安実態等に応じた適正な配置となっていない警察署については、警察署の建替え時に合わせ、設置場所を見直します。

(2) 地域住民の安全・安心の確保に向けた交番・駐在所の再編整備

ア 治安実態に応じた交番・駐在所の管轄区域の移管及び設定

(ア) 交番の新設

一定の人口があり、事件・事故が多発している地域又は、都市開発等により、人口が増加し事件・事故の多発が予想される地域については、事件・事故が発生した際に直ちに発生現場へ向かい犯人の逮捕、危険の防止等の警察活動を迅速に行うことができるように警察体制を整備する必要があります。

一方、県内には、駐在所が数多く設置されていますが、駐在所の警察官は昼間が中心の勤務形態となっており、夜間に迅速に対応することが困難な状況にあります。

そのため、これらの地域については、24時間体制で警察事象に対応することができる交番の設置を検討します。

(イ) 駐在所の大型化

交番を設置するまでの治安情勢等にはないが、一定の人口があり、比較的事件・事故等の警察事象がある地域については、その地域の面積等を勘案した上で、隣接駐在所を統合して大型化を図ることにより、複数の警察官による共同パトロール等の警察活動を行うことが、効率的であり、ひいては警察力の強化に繋がります。

したがって、このような地域については、統合による駐在所の大型化を検討します。

イ 地域に密着した活動を推進するための適正配置

交番・駐在所は、地域住民の安全と安心のよりどころとして、県民の身近な不安を解消する役割（機能）を担っており、交番・駐在所の地域警察官は、それぞれの交番・駐在所を拠点に、立番等による警戒、パトロール、事件・事故等への対応等を活動の基本としています。しかし、慢性的な人員不足から、多発する事件等の対応要員として勤務

する交番・駐在所の管内を離れて活動することも多くあり、交番・駐在所における本来の活動を十分に行うことができない現状にあります。

これらのことをかんがみると交番・駐在所の配置が、現在の治安情勢に必ずしも適合しているとは言えないことから、交番・駐在所の地域警察官が、その地域において本来の活動がより効率的にできるよう、県内全域における交番・駐在所の配置の在り方について検討します。

第5 警察署及び交番・駐在所の再編整備（案）

前記の「警察署及び交番・駐在所再編整備の基本的考え方」に基づいて再編整備を進める場合の具体的方策を例示すれば次のとおりです。

1 警察署の再編整備

（1）犯罪多発地域における再編整備

（仮称）神栖警察署新設の検討

取手警察署を「守谷市」寄りへ移転建替えの検討

現在、本県で、犯罪が多発しているにもかかわらず、警察署が設置されていない市町村は、「神栖市」と「守谷市」です。

「神栖市」は、人口1万人当たりの刑法犯認知件数が県内44市町村中第2位、さらには、同市の人口1万人当たりの凶悪犯認知件数は第1位となっています。また、現在鹿嶋警察署が管轄する鹿嶋市・神栖市の地域は、東西を太平洋と北浦に挟まれ、その距離が約43kmと南北に長い地形を形成し、南側の地域（神栖市）は県境に接しており、犯罪の多発地域が同地域に位置している等の地理的特殊性を有しています。これらのことを総合的に勘案し、「神栖市」については、警察体制を強化する必要があるため、当面は管轄警察署の体制強化、本部執行隊によるパトロール強化、地域住民と一体となった犯罪抑止活動等の対策を講じ、将来的には警察署を新設することを検討する必要があると考えています。

他方、「守谷市」については、同市の人口・面積を考慮すると、単独での警察署新設は難しいことから、「守谷市」を含む管轄区域全域を十分にカバーできるように、「守谷市」寄りに取手警察署を移転することを検討するとともに、当面は管轄警察署の体制強化、本部執行隊によるパトロール強化、地域住民と一体となった犯罪抑止活動等の対策を講ずる必要があると考えています。

（2）小規模警察署の統合及び行政区域と警察署管轄区域の一体化

「ひたちなか東警察署」と「ひたちなか西警察署」を統合し、「（仮称）ひたちなか警察署」の設置を検討。旧那珂湊市には大型交番の設置を検討

ひたちなか東警察署は、小規模警察署であるため事件・事故の捜査体制や夜間・休日の警察体制も脆弱となり、十分な初動捜査体制の確立が困難となっております。また、警察署でありながら人員体制の面から留置施設を運用できないなど、警察署としての機能を十分に果たすことができていない状況にあり、組織運営上非効率な面があるとともに、同一行政区域（ひたちなか市）内に複数の警察署が配置されていることから、総合的な体制の強化を図るため、行政区域を分断しない警察署体制とする必要があります。

なお、旧那珂湊市には、大型交番を設置し、本署と一体となって当該地域の治安維持に当たる必要があります。

また、統合後の（仮称）ひたちなか警察署については、建替え時に適地への移転配置を検討します。

「つくば北警察署」と「つくば中央警察署」を統合し、「（仮称）つくば警察署」の設置を検討。つくば北警察署は大型交番化を検討

つくば北警察署は、小規模警察署であるため事件・事故の捜査体制や夜間・休日の警察体制も脆弱となり、十分な初動捜査体制の確立が困難であるとともに、同一行政区域（つくば市）内に複数の警察署が配置されていることから、つくば研究学園都市^(注)という特別な地域の治安を、総合的・一体的に維持していく体制を確立するため、行政区域を分断しない警察署体制とする必要があります。

なお、現在のつくば北警察署の庁舎は、大型交番として活用し、本署と一体となって当該地域の治安維持に当たる必要があります。

(注)：つくば研究学園都市

- ・面積 28,400[㍉]
- ・人口 計画人口 2030年～35万人
常住人口 2006年12月～20万3,731人
- ・研究機関 1府7省31機関、公益法人14、学校法人2
- ・民間機関 研究・工業団地9団地、約130事業所、行政法人1

「大子警察署」を「大宮警察署」へ統合し、大子警察署は大宮警察署の分庁舎化（刑事・交通専務員を配置。運転免許等の窓口を設置）を検討

大子警察署は、県内最小の警察署で、事件・事故の捜査体制や夜間・休日における警察体制も脆弱であり、十分な初動捜査体制の確立が困難となっているほか、警察署でありながら人員体制の面から留置施設を運用できないなど、警察署としての機能を十分に果たすことができていない状況にあり、組織運営上非効率な面があります。

また、同署が管轄する大子町は人口約2万2千人で、事件・事故の取扱件数も県内の交番より負担が少ない状況も見受けられます。

これらのことから、大子警察署の管轄を大宮警察署に移管し、大子警察署については大宮警察署の分庁舎^(注)として運用することにより、

常陸大宮地域と大子地域を一体とした警察体制を確立して治安体制の強化を図る必要があります。

(注)：分庁舎の位置付け

人口、事件・事故の発生状況や運用上の問題等から、警察署としての機能を維持することが困難であるが、隣接警察署から遠隔地にあり、管轄面積が広い等の理由から、交番での対応が難しい地域について、当該警察署を隣接警察署と統合の上、隣接警察署の分庁舎とし、警務、会計等の管理部門の人員を合理化する一方、

- ・ 責任者として幹部（副署長相当）を配置
- ・ 事件・事故発生時における初動捜査体制確保の観点から、自動車警ら班や刑事・交通専務員を配置
- ・ 地域住民の利便性を考慮し、運転免許等の行政窓口を継続

するなどして、警察署としての機能を維持しつつ、本署と連携しながら当該地域の治安維持に当たる施設をいう。

(3) 治安実態等に応じた所在地の適正化

桜川警察署は、建替え時に適地（旧岩瀬町方面）へ移転配置を検討

桜川警察署が管轄する桜川市は、平成17年10月に岩瀬町、真壁町、大和村の町村合併により誕生しました。この町村合併により、警察署の設置場所が管轄区域内の治安実態等に応じた適正な配置となっていないため、管内の治安実態等に応じた適正な配置となるよう設置場所を見直す必要があります。

古河警察署は、建替え時に適地（旧総和町方面）へ移転配置を検討

古河警察署が管轄する古河市は、平成17年9月に、総和町、三和町が編入されました。この市町合併により、警察署の設置場所が管轄区域内の治安実態等に応じた適正な配置となっていないため、管内の治安実態等に応じた適正な配置となるよう設置場所を見直す必要があります。

境警察署は、建替え時に適地（坂東市）へ移転配置を検討

境警察署は坂東市、境町、五霞町の3市町村を管轄していますが、平成17年9月の市町合併で、それまで管轄していた三和町が古河市に編入されたことにより、同地域を古河警察署の管轄区域へ移管しました。これにより、警察署の設置場所が管轄区域内の治安実態等に応じた適正な配置となっていないため、管内の治安実態等に応じた適正な配置となるよう設置場所を見直す必要があります。

2 交番・駐在所の再編整備

(1) 治安実態等に応じた交番・駐在所の管轄区域の移管及び設定

ア 交番新設の検討

一定の人口があり、事件・事故が多発している地域又は将来予想される地域

つくばエクスプレスの開通に伴い、人口や事件・事故の増加が予想される県南地域

バイパスの開通や大型店舗設置等の開発に伴い、人口が増加し、事件・事故が多発している地域又は将来予想される地域等については、24時間体制で警察事象に対応することができる交番を設置する必要があります。

イ 駐在所大型化の検討

交番を設置するまでの治安情勢等にはないが、一定の人口があり、比較的事件・事故等の警察事象がある地域については、その地域の面積等を勘案した上で隣接駐在所を統合してその大型化を図る必要があります。

(2) 地域に密着した活動を推進するための適正配置

鉄道、高速道路、バイパスの開通等により急激に発展した地域
工業団地の造成、首都圏のベッドタウン化等により人口が増加した地域

社会情勢等の変化により人口が減少した地域

等については、警察官一人当たりの負担人口や事件・事故の取扱件数が大きく偏っています。そのため、県内全域における交番・駐在所の配置について見直す必要があります。

第6 警察署及び交番・駐在所再編整備の効果

1 治安基盤の強化

再編整備により、合理化された人員を犯罪が多発している警察署へ再配置することによって、夜間体制や初動捜査体制が強化されます。

また、神栖市に警察署を新設することにより、犯罪が多発している鹿行地域の治安回復が期待されます。

2 小規模警察署の統合による体制強化

小規模警察署を統合して警察署の規模を拡大することにより、事件・事故発生時における初動捜査体制、夜間体制やパトロール体制が強化されます。

3 パトロールの強化及び不在交番・駐在所の改善

交番・駐在所の再編整備により、体制強化が必要な交番への増員配置や駐在所の大型化により、パトロール活動の強化や不在交番・駐在所の改善を図ることができます。

4 地域住民や市町村との連携の強化と協働の充実

行政区域との整合性を図ることで、地域住民、市町村、警察署及び交番・駐在所との連携を強化することができ、地域住民や市町村との協働による、より充実した犯罪防止対策や交通安全対策等が可能となります。

5 財政面での効果

警察署及び交番・駐在所の再編整備を計画的に進めることにより、長期には相当な経費の節減を図ることができます。

おわりに

茨城県警察では、本再編整備構想を策定するに当たり、「茨城県警察における警察署等再編整備を考える懇話会」の提言を尊重の上、県民に不安感を与えることのないよう十分配慮するとともに、県民の納得性の確保を念頭に置いて慎重に検討を重ねてまいりました。

他方で、本県の財政状況が極めて危機的な状況に瀕しており、今後も非常に厳しい状況が続くことが見込まれることから、新たな投資を伴う警察署の新設時期については不確定的であることを考慮し、当面の対応策も併せて盛り込んだところです。

今後、本構想についてのパブリック・コメントにより県民の皆様の御意見の把握に努め、県民が安全で安心して暮らせる地域社会を確立するため、「警察署等再編整備計画」を策定してまいります。そして、この計画に従い警察署及び交番・駐在所の再編整備を推進し、ひいては「歴史の評価に堪える茨城県警察」を構築して、県民の期待にこたえてまいります。

参 考 資 料

- ・ 警察署、交番・駐在所の設置及び警察署の名称、位置及び管轄区域の根拠
- ・ 茨城県内の28警察署の管轄区域
- ・ 昭和40年以降の警察官定員及び警察官1人当たりの負担人口の推移
- ・ 昭和40年以降の刑法犯認知件数及び交通人身事故発生件数の推移
- ・ 市町村別の人口及び刑法犯認知件数（H16～H18平均）
- ・ 市町村別の人口1万人当たりの刑法犯認知件数（H16～H18平均）

警察署、交番・駐在所の設置及び警察署の名称、位置及び管轄区域の根拠

警察法

(警察署等)

第 53 条 都道府県の区域を分ち、各地域を管轄する警察署を置く。

- 2 警察署に、署長を置く。
- 3 警察署長は、警視總監、警察本部長、方面本部長又は市警察部長の指揮監督を受け、その管轄区域内における警察の事務を処理し、所属の警察職員を指揮監督する。
- 4 警察署の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める基準に従い、条例で定める。
- 5 警察署の下部機構として、交番その他の派出所又は駐在所を置くことができる。

警察法施行令

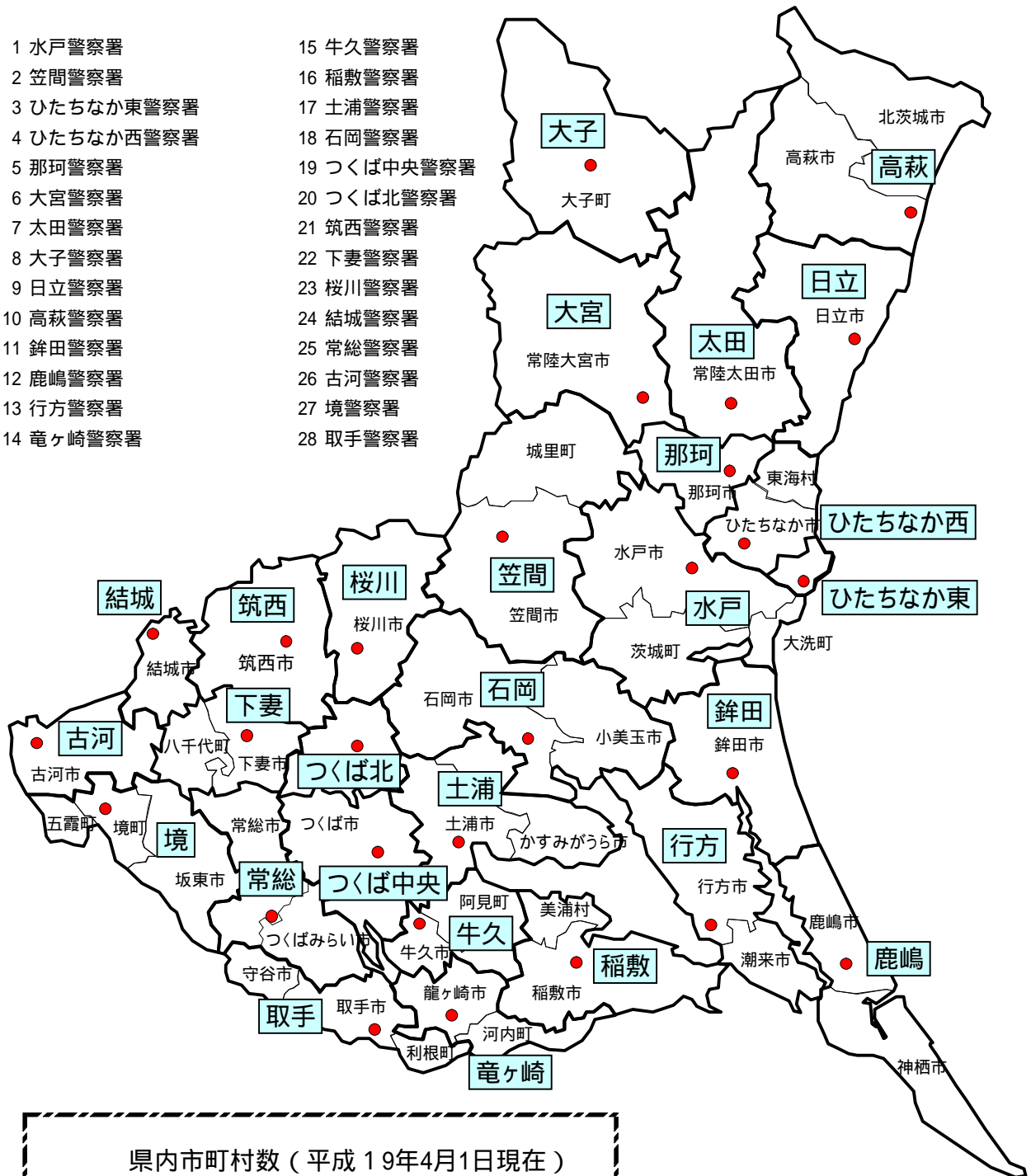
(警察署の名称等の基準)

第 5 条 法第 53 条第 4 項に規定する警察署の名称、位置及び管轄区域の基準は、次のとおりとする。

- 一 警察署の名称は、都にあつては警視庁、府県にあつては当該府県、道にあつては道及び方面の呼称を冠し、その下に管轄区域内の主要な 1 の市区町村の名称を冠すること。ただし、管轄区域内に 2 以上の重要な市区町村があり、そのいずれか一方の名称により難しい場合その他 1 の市区町村の名称を冠することが適当でない特別の事情がある場合には、その市区町村の名称に代えて、その管轄区域の属する郡若しくは部落の名称を冠し、又は市区町村の名称の下にさらに方位を示す呼称を冠する等の方法によることを妨げない。
- 二 警察署の位置は、管轄区域内の住民の利用に最も便利であるように、他の官公署との連絡、交通、通信その他の事情を参しゃくして決定すること。
- 三 警察署の管轄区域は、警察の任務を能率的に遂行することができるように、人口、他の官公署の管轄区域、交通、地理その他の事情を参しゃくして決定すること。

茨城県内の28警察署の管轄区域

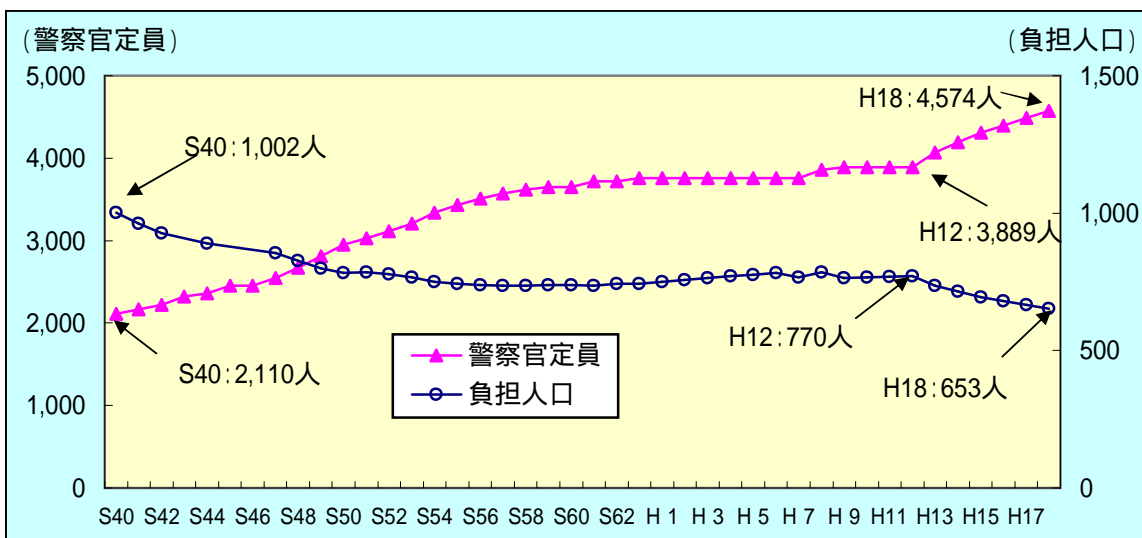
- | | |
|-------------|-------------|
| 1 水戸警察署 | 15 牛久警察署 |
| 2 笠間警察署 | 16 稲敷警察署 |
| 3 ひたちなか東警察署 | 17 土浦警察署 |
| 4 ひたちなか西警察署 | 18 石岡警察署 |
| 5 那珂警察署 | 19 つくば中央警察署 |
| 6 大宮警察署 | 20 つくば北警察署 |
| 7 太田警察署 | 21 筑西警察署 |
| 8 大子警察署 | 22 下妻警察署 |
| 9 日立警察署 | 23 桜川警察署 |
| 10 高萩警察署 | 24 結城警察署 |
| 11 鉾田警察署 | 25 常総警察署 |
| 12 鹿嶋警察署 | 26 古河警察署 |
| 13 行方警察署 | 27 境警察署 |
| 14 竜ヶ崎警察署 | 28 取手警察署 |



県内市町村数（平成19年4月1日現在）

市	32
町	10
村	2
計	44

昭和40年以降の警察官定員及び警察官1人当たりの負担人口の推移



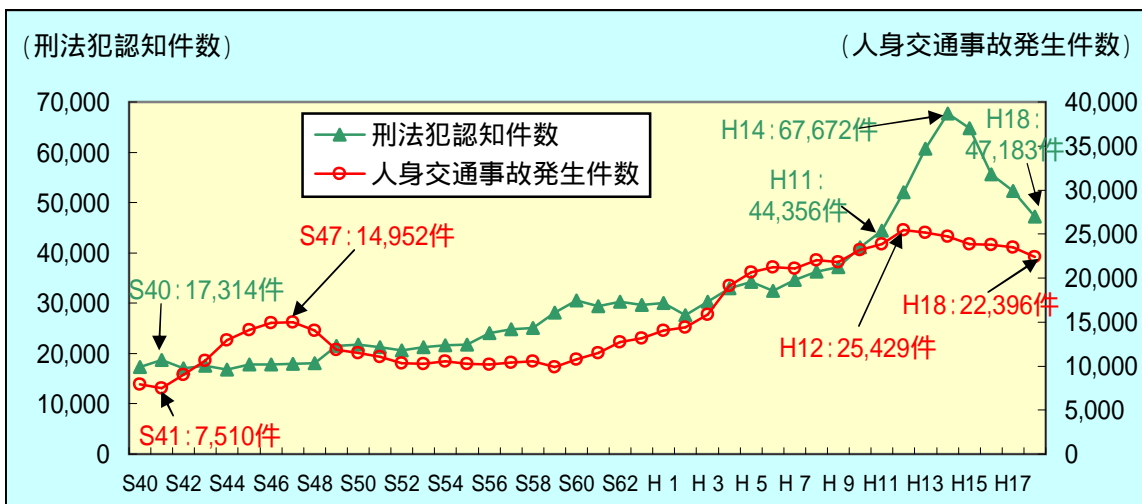
1 警察官定員

- ・ 平成18年の4,574人は、昭和40年（41年前）の2,110人の約2.2倍
- ・ 平成12年の3,889人から平成18年の4,574人まで6年間で685人増員

2 警察官1人当たりの負担人口

- ・ 平成18年の653人は、昭和40年（41年前）の1,002人の3分の2に軽減
- ・ 平成13年からの警察官増員に伴い減少傾向
- ・ 茨城の653人は、全国平均513人を140人上回り、負担の全国順位第6位と高負担

昭和40年以降の刑法犯認知件数及び交通人身事故発生件数の推移



1 刑法犯認知件数

- ・ 戦後最多件数を記録した平成14年の67,672件は、昭和40年の17,314件の約3.9倍
- ・ 平成7年以降増加の一途をたどり、平成14年をピークに減少傾向
- ・ 平成11年の44,356件から急増し、平成14年までの3年間で23,316件（52.6%）の増加

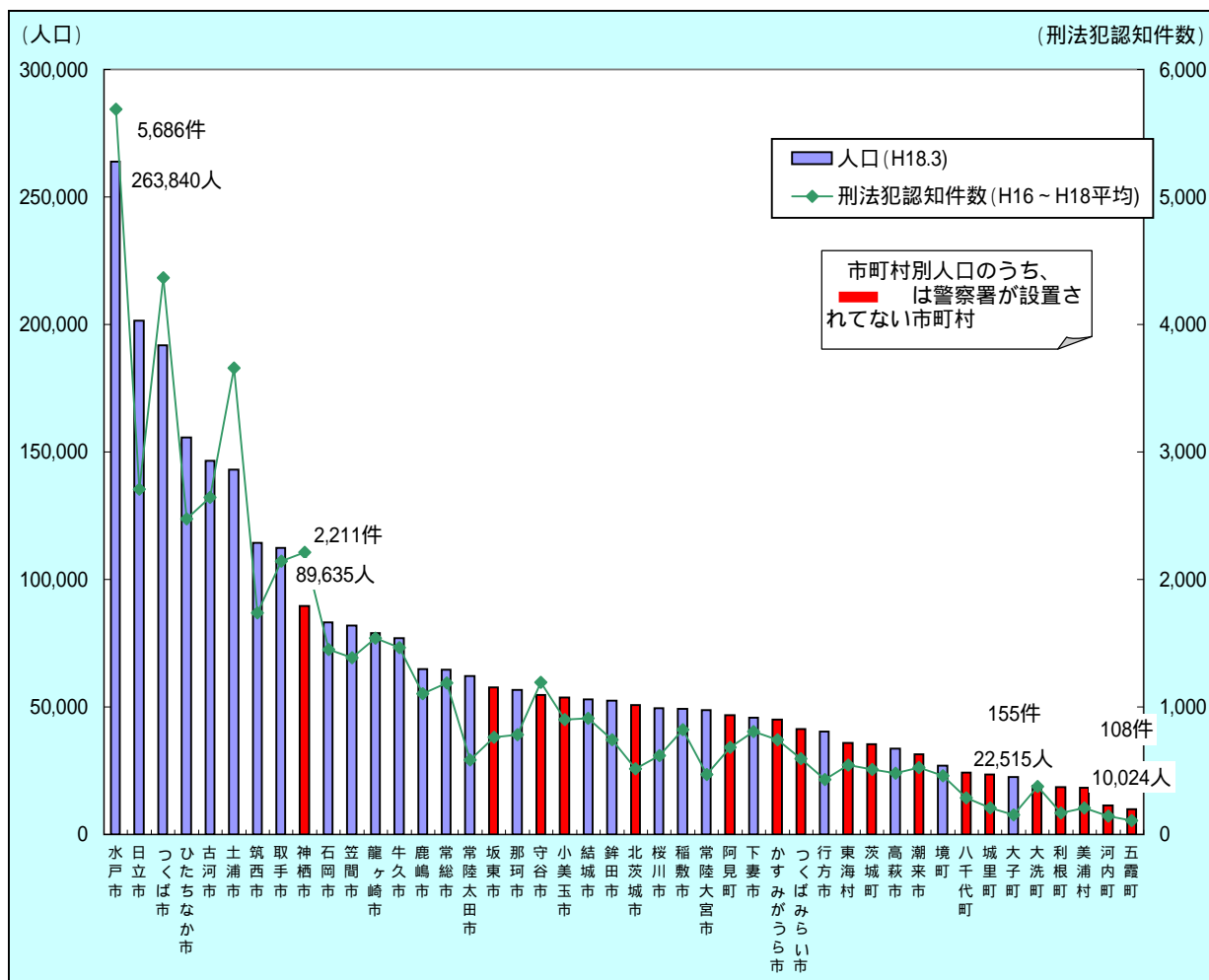
2 人身交通事故発生件数

- ・ 平成12年の25,429件は、昭和41年の7,510件の約3.4倍

刑法犯 ~ 殺人・強盗等の凶悪犯、暴行・傷害等の粗暴犯、窃盗犯、詐欺・横領等の知能犯などの事件

認知件数 ~ 警察において発生を認知した数

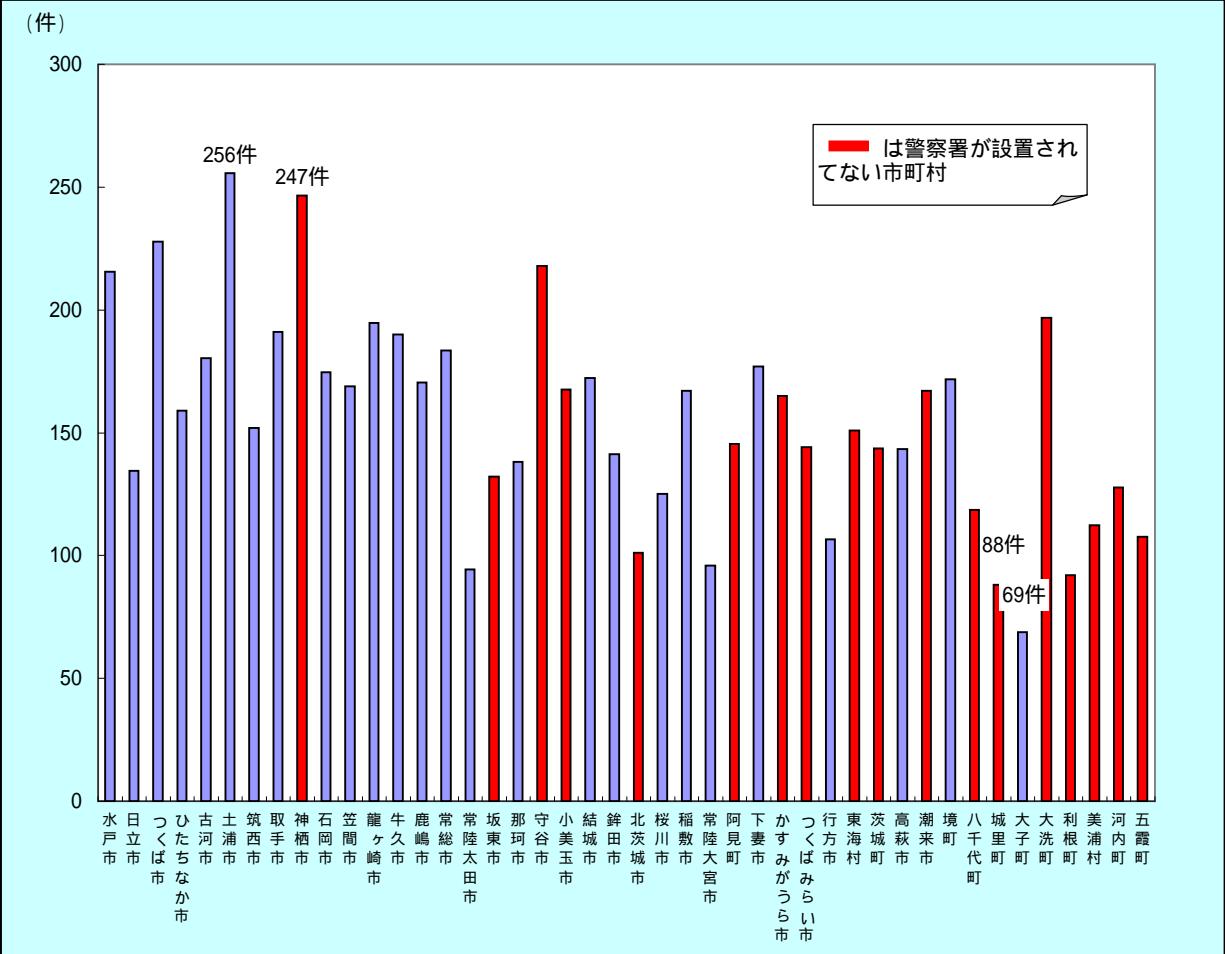
市町村別の人口及び刑法犯認知件数（H16～H18平均）



市町村名	人口	刑法犯認知件数	市町村名	人口	刑法犯認知件数	市町村名	人口	刑法犯認知件数
水戸市	263,840	5,686	常陸太田市	62,037	586	行方市	40,400	431
日立市	201,607	2,710	坂東市	57,634	762	東海村	35,992	543
つくば市	191,750	4,367	那珂市	56,599	782	茨城町	35,427	509
ひたちなか市	155,727	2,474	守谷市	54,824	1,194	高萩市	33,593	482
古河市	146,547	2,643	小美玉市	53,683	900	潮来市	31,414	525
土浦市	143,088	3,659	結城市	52,854	911	境町	26,888	462
筑西市	114,282	1,736	鉾田市	52,580	743	八千代町	24,226	287
取手市	112,290	2,145	北茨城市	50,753	513	城里町	23,404	206
神栖市	89,635	2,211	桜川市	49,622	621	大子町	22,515	155
石岡市	83,193	1,452	稲敷市	49,289	824	大洗町	19,116	376
笠間市	82,017	1,386	常陸大宮市	48,846	469	利根村	18,499	170
龍ヶ崎市	79,025	1,538	阿見町	46,831	681	美浦町	18,437	207
牛久市	77,022	1,464	下妻市	45,741	809	河内町	11,269	144
鹿嶋市	64,914	1,106	かすみがうら市	45,157	745	五霞町	10,024	108
常総市	64,653	1,187	つくばみらい市	41,289	595			

- 人口
 - 警察署が設置されている市町村のうち最大は水戸市（263,840人）で、最小の大子町（22,515人）の約11.7倍
 - 警察署が設置されていない市町村のうち最大は神栖市（89,635人）で、最小の五霞町（10,024人）の約8.9倍
- 刑法犯認知件数
 - 警察署が設置されている市町村のうち最大は水戸市（5,686件）で、最小の大子町（155件）の約36.7倍
 - 警察署が設置されていない市町村のうち最大は神栖市（2,211件）で、最小の五霞町（108件）の約20.5倍

市町村別の人口1万人当たりの刑法犯認知件数（H16～H18の平均）



市町村名	人口1万人当たり	市町村名	人口1万人当たり	市町村名	人口1万人当たり
水戸市	216	常陸太田市	94	行方市	107
日立市	134	坂東市	132	東海村	151
つくば市	228	那珂市	138	茨城町	144
ひたちなか市	159	守谷市	218	高萩市	143
古河市	180	小美玉市	168	潮来市	167
土浦市	256	結城市	172	境町	172
筑西市	152	鉾田市	141	八千代町	118
取手市	191	北茨城市	101	城里町	88
神栖市	247	桜川市	125	大子町	69
石岡市	175	稲敷市	167	大洗町	197
笠間市	169	常陸大宮市	96	利根町	92
龍ヶ崎市	195	阿見町	145	美浦村	112
牛久市	190	下妻市	177	河内町	128
鹿嶋市	170	かすみがうら市	165	五霞町	108
常総市	184	つくばみらい市	144		

- ・ 警察署が設置されている市町村のうち最も犯罪率が高いのは土浦市（256件）で、最も低い大子町（69件）の約3.7倍
 - ・ 警察署が設置されていない市町村のうち最も犯罪率が高いのは神栖市（247件）で、最も低い城里町（88件）の約2.8倍
- 人口はH18.3月現在
犯罪率～人口1万人当たりの刑法犯認知件数